

監査報告書

私たち監事は、2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、経営会議その他重要な会議に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、内部統制システム(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条において準用する同規則第14条)に関する理事会決議の内容並びにその運用状況について、理事及び使用人から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第42条各号に掲げる事項)を企業会計審議会が公表する監査基準、監査に関する品質管理基準、監査における不正リスク対応基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該年度に係る計算書類等(計算書類(貸借対照表及び活動計算書)及び同附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

公益財団法人鉄道総合技術研究所

監事 久保 俊一

監事 井出 和史

監事 若原文 安

